

岡山県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金等支援事業Q&A

1. 補助金の支給時期について

Q1 この補助金は、補助事業の終了前に支給を受けることはできるか。
(補助金の概算請求は可能か。)

A1 年度毎に事業の完了、および補助金額の確定後の交付（精算払い）となるため、補助事業の終了前に支給を受けることはできません。

2. 申請について

Q1 複数年の申請を予定している留学生について、1度申請すれば複数年利用できるのか。

A1 複数年まとめて申請することは、できません。

各年度で申請してください。

※ただし、本事業が継続している場合に限ります。

Q2 留学生1人で、日本語学校と介護福祉士養成施設の両方で申請できるのか。

A2 申請できますが、**各年度で申請が必要です。**

※ただし、本事業が継続している場合に限ります。

Q3 他制度の給付等を受けている留学生も申請できるのか。

A3 留学生が、岡山県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金貸付事業等、類似する他の公的補助を受けている場合、申請できません。

ただし、以下の場合は申請できます。

- ・日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用する場合。
- ・介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用する場合。

Q4 留学生本人が交付申請をすることはできるのか。
また、留学生本人の口座に補助金を振込してもらうことはできるのか。

A4 補助対象者は、介護事業を行う法人又は施設・事業所等であり、留学生本人が申請することはできません。

また、振込先を留学生本人の口座にすることもできません。

3. 申請後の手続きについて

Q1	奨学金等を給付している留学生が、年度途中で退学した場合の手続きは必要か。
----	--------------------------------------

A1 「変更（中止又は廃止）承認申請書」（様式第6号（第7条関係）の提出が必要です。その場合、支給している奨学金等のすべてが補助の対象外となります。